

もり  
森林との共生を考える県民懇談会設置要綱

第1条 「森林との共生」の理念に基づき、県民全体で森を守り育てる仕組みの構築を通じて、うつくしく豊かで活力ある循環型社会の実現に資するため、「森林との共生を考える県民懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）県民全体で森林を守り育てるための施策に関すること
- （2）（1）の施策に必要な、新たな県民参画のあり方に関すること
- （3）その他

（組織）

第3条 懇談会は、19名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者、森林を守り育てる活動等の実践者及び自ら懇談会に参加を希望する県民のうちから知事が委嘱する。

（座長）

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、平成17年3月31日までとする。

（会議）

第6条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、福島県農林水産部森林林業領域森林計画グループにおいて処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月18日から施行する。
- 2 第6条の適用について、第1回目の懇談会は知事が招集する。